

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第35号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成16年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「条例」という。）<u>第4条第4項及び第8条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第3条 削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「条例」という。）<u>第4条第2項及び第4項並びに第8条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(特定任期付職員の号給の決定)</u></p> <p><u>第3条 特定任期付職員（条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給</u></p> <p><u>(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給</u></p> <p><u>(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給</u></p> <p><u>(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給</u></p> <p><u>(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給</u></p> <p><u>(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給</u></p> <p><u>(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知</u></p>

識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合
7号給

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。